

# 「県盛土等の規制に関する条例」について

2022年 6月  
静岡県

1

令和3年7月3日 熱海市伊豆山地区土石流災害発生



## 災害概要

- ・ 逢初川源頭部～伊豆山港まで約 2 km を土石流が流下
- ・ 被災範囲は延長約 1 km、最大幅約 120m に及ぶ
- ・ 死者 27 名、行方不明者 1 名
- ・ 建物被害 132 棟 (181 世帯)



**不適切な盛土を起点とする土石流が甚大な被害をもたらした**

2



### 災害概要

- ・ 逢初川源頭部～伊豆山港まで約 2 km を土石流が流下
- ・ 被災範囲は延長約 1 km、最大幅約 120m に及ぶ
- ・ 死者 27 名、行方不明者 1 名
- ・ 建物被害 132 棟 (181 世帯)



**不適切な盛土を起点とする土石流が甚大な被害をもたらした**

## 被災の様子

被災前



被災後



# 被災の様子

被災前



被災後



5

# 被災の様子



6



## 今日の説明の流れ

○はじめに

○盛土等の許可が必要な事業

○生活環境の保全のための措置

○申請までの留意事項

○許可～着手までの留意事項

○着手～完了までの留意事項

○完了時の留意事項



- 本条例は、**令和3年7月に発生した熱海市伊豆山地区の土石流災害**を受けて、二度と同様の災害を発生させないために、盛土等の規制に係る新たな条例を制定したものです。
- 大規模な盛土等は、ひとたび崩壊等の災害が発生すれば、その影響が甚大となることから、本条例では**一定規模以上の大規模な盛土等について許可制度を導入**することとしました。

## 県の取組み

### ○一定規模以上の盛土等を許可制に

- **令和4年7月1日**から、「盛土条例」を施行します。
- 都市計画法や森林法等が適用されない**盛土等への構造基準**をつくりました。
- **県が申請書の審査**を行います。

### ○不適切な盛土等の監視体制を強化

- 監視機動班を設置し、**定期的に監視**を行います。
- 県民からの不適切な盛土の通報窓口「**盛り土110番**」を設けます。

# 条例の特徴

## 【その1】

○届出制から**許可制**になりました。

## 【その2】

○盛土等の構造の基準に加え、**環境の保全のための基準（土砂基準等）**が規定されました。

## 【その3】

○盛土等に使用する土砂等の適正な管理のため、**定期的な報告が義務付け**られました。

## 【その4】

○盛土等を行う**土地の所有者の責任**が明確になりました。

11

# 申請から完了までの主な流れ

周辺地域の住民への  
周知等

①土地の所有者の同意の取得

**土壌調査の実施**

説明会の開催（許可申請の30日前まで）  
意見への対応 など

申請書の提出

②盛土等の許可申請

許 可

③申請書の審査(90日程度)

搬入開始前の報告等

④**土砂等の発生場所と汚染のおそれがないことの  
確認・報告**

**土砂等管理台帳の作成、  
標識の掲示 など**

定期的な報告等

⑤**水質調査及び土壌調査(1回/6ヶ月)の実施・報告**

**土砂等の量の報告(4月と10月)**

**土砂等管理台帳の閲覧・保管**

完了

⑥盛土等の完了の届出

**水質調査及び土壌調査(完了時)の実施・報告**

12

# 盛土等の許可が必要な事業

- 不適切な盛土等は、斜面だけでなく、平坦地でも行われていることから、本条例の対象となります。
- 平坦部では、農地転換として行われる盛土等が目立っています。

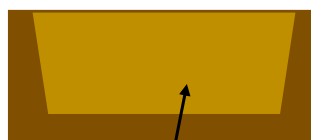
13

## 盛土等とは？

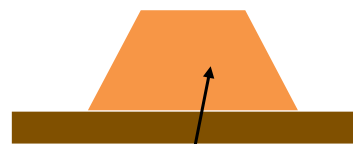
**盛土、埋立て**その他の土地への**土砂等の堆積**をいう。  
(条例第2条第1項第1号)

### 【盛土等に該当しないもの】

- 植栽等のための**覆土**
- 敷均し**（30cm以下で平坦な場所に限る）
- 構造物**（舗装、路盤、路床）  
及び**構造物の設置に伴う埋戻し**
- 農業の**畝立て、畦の補修**  
(田から畑への転換に伴う埋立てや盛土は盛土等に該当)

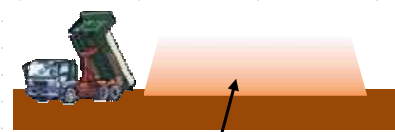


埋立て



盛土

**※要個別相談**



一時堆積

14

## 農地への不適正な盛土事例



## 農地への不適正な盛土事例

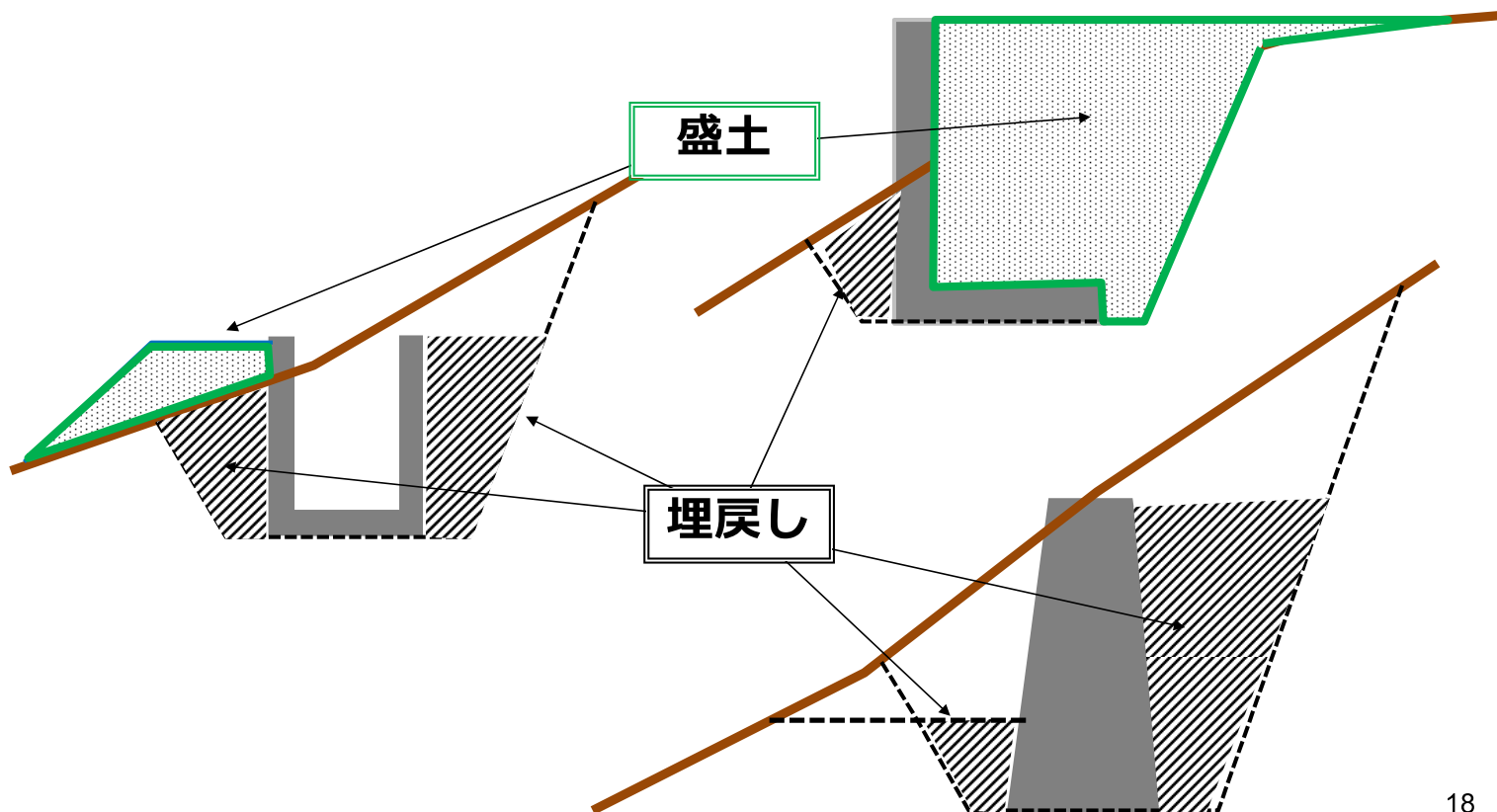




# 農地への不適正な盛土事例



## 構造物の設置に伴う埋戻しと盛土の考え方



- **盛土等**を行う土地の区域が**面積1,000㎡以上※1**又は**土量1,000㎡以上**は**知事の許可**が必要となります。
- **国、地方公共団体等**が行うものは**許可不要※2**です。
- ほかにも許可が不要となる事業等があります。

※1 切土の面積は含みません。

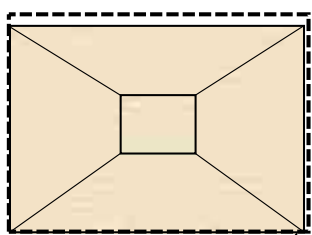
※2 環境の保全のための基準は適用されます。

### 【主な許可基準】

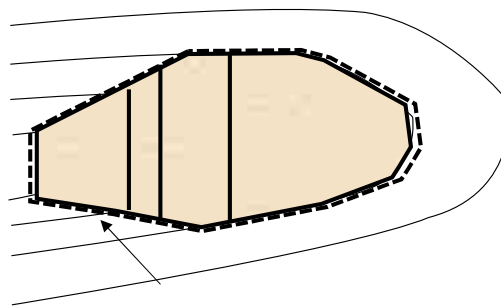
- ・ 欠格要件(破産者、暴力団員など)
- ・ 申請者の資金力
- ・ 災害を防止するために必要な措置
- ・ **生活環境の保全上必要な措置**  
(土壌の汚染の状況、水質の調査) など

19

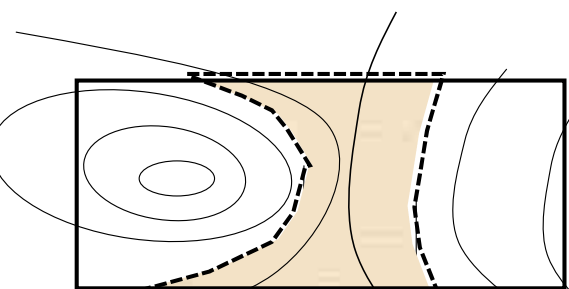
## 盛土等の区域の考え方



盛土等の区域の考え方



盛土等の区域の考え方



盛土等の区域の考え方

※ 対象となるのは、**盛土等が行われる区域**です。

20

# 許可が不要となる事業の例

- **道路法**に基づく**道路工事の承認**又は**道路占用許可**、道路予定区域での**工作物の新築等の許可**を受けて行う盛土等
- **河川法**に基づく**河川工事の承認**又は**工作物の新築等の許可**、**河川保全区域内行為の許可**、河川予定地内行為の許可を受けて行う盛土等
- **採石法、砂利採取法**に基づき、採取した土砂等を**販売するために区域内に一時的に行う盛土等**
- **森林組合又は林業を営む者が**、国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、林道技術基準等に基づき、**林道又は作業路網の整備**の際に現地で発生した土砂等を用いて行う盛土等 など

※ 詳しくは、別添の「手引き」を御覧ください。

21

## 経過措置が適用される事業の例 ①

### 既に盛土等を行っている場合

- **施行日において、現に盛土等を行っている者**は、9か月（令和5年4月1日まで）の猶予期間中は、本条例の許可を得ないで、**引き続き、盛土等を行うことができます**。  
（※ 盛土等を行うのに必要な許可等を得ないで行っている者はこの猶予期間の対象になりません。）
- **9か月の猶予期間を超えて盛土等を行う場合は**、本条例の許可を得る必要があります。
- 猶予期間中に許可申請をし、9か月を超える日までに許可・不許可の処分がされない場合、許可・不許可が行われるまでの間は、引き続き盛土等を行うことができます。

22



### 既に他法令の許認可等を受けている場合

- 採石法、森林法、都市計画法、県土採取等規制条例などの規則で定める法令等に基づく許可・認可・届出が行われた盛土等について、その許可等の内容の範囲で行う場合、許可・認可された期間・届け出た期間内は、本条例の許可等を得ないで、引き続き、盛土等を行うことができます。
- 条例の施行後に、工期の延長、盛土等の面積や盛土量の増加など、許可等の内容を変更して行おうとする場合は、盛土等の許可等の手続きが必要になります。

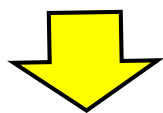
※ 詳しくは、別添の「附則の説明」を御覧ください。

23

## 盛土等に適用される構造基準

### 他法令の許認可等が必要な場合

- 規則に規定する森林法、都市計画法、宅地造成等規制法等の許可を要する行為は、本条例の構造基準は適用されません。



森林法、都市計画法、宅地造成等規制法等の構造基準で図面等を作成してください。

### 上記以外の場合

本条例の構造基準で図面等を作成してください。  
(本条例の構造基準は、都市計画法に準じています。)

24

## 他法令の申請とのタイミング

- 他法令の申請等の手続との**順序の取決めはありません**。

## 県の審査に要する時間

- 県が申請書を受け付け、許可を行うまでの「**標準処理期間**」は、**90日**となっています。
- この期間での許可は、申請書に不備がないことが前提となります。（申請書の補正期間は含みません。）

※ **申請は、この許可までの期間（90日）を想定し、余裕をもって行うようにしてください。**

## 生活環境の保全のための措置

- 熱海市での土石流災害では、流出した土砂から、環境基準を超える有害物質であるフッ素が検出されました。
- 県が、このフッ素が含まれた土砂を撤去するに当たっては、多大な予算と労力がかかりました。
- このように、ひとたび、汚染された土砂等が拡散すると、その撤去に費用がかかることから、環境上の基準を設け、汚染された土砂等の拡散防止と適正な処分を求めることとしました。

# 盛土等に用いられる土砂等による土壌の汚染の防止

## 【大原則】

### 土砂基準に適合しない土砂等を用いた盛土等の禁止

条例第8条第1項

何人も、土砂基準に適合しない土砂等を用いて盛土等を行ってはならない。

- 条例には、盛土等の構造上の基準に加え、**生活環境の保全上の基準**を盛り込みました。
- 生活環境の保全は、許可を受けた者以外にも遵守してもらう内容であることから、**全ての人を守るべき事項として規定**しています。
- **条例の許可が不要となる事業者及び事業にも適用されます。**

27

# 盛土等に用いられる土砂等による土壌の汚染の把握①

## 申請前

- **盛土等を行う土地**の土壌の汚染の状況について、**事前に調査を行う**必要があります。

## 許可後

- **盛土等を行う前に使用する土砂等の汚染の状況を確認**する必要があります。
- **定期的(6カ月に1度)**に施工中の**盛土等による**土壌の汚染の状況を確認するため、**土壌及び水質の調査を行い、結果を報告**することになります。

## 完了時

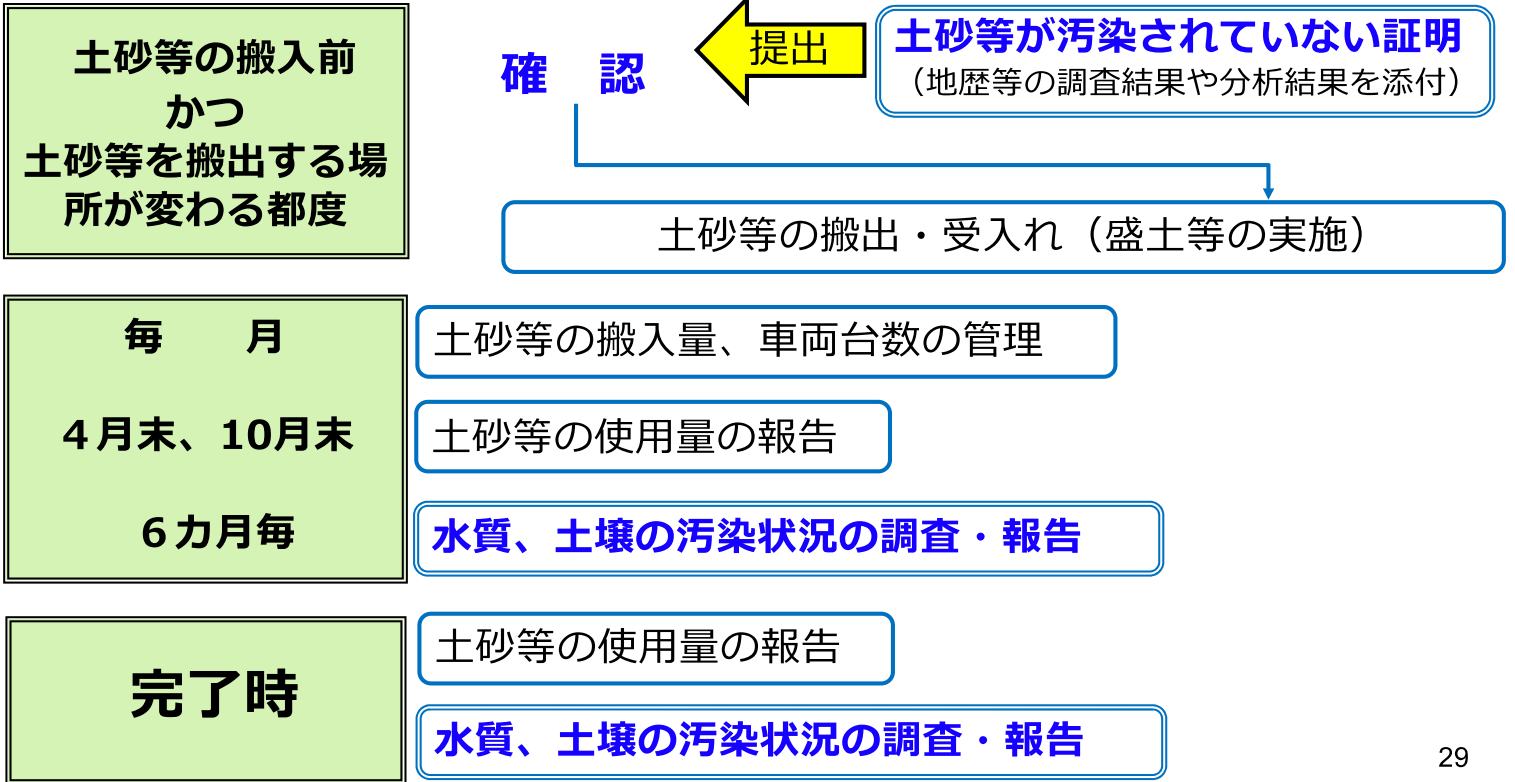
- **完了時に**盛土等による土壌の汚染の状況を確認するため、**土壌及び水質の調査を行い、結果を報告**することになります。<sup>28</sup>

# 盛土等に用いられる土砂等による土壤の汚染の把握②

(許可～完了のイメージ)

盛土等を行う者  
(残土処理含む)

土砂等を搬出する者  
(採石、砂利採取業含む)



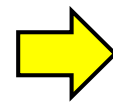
29

## 基準に適合しない土砂等を用いた盛土等を行うには・

生活環境の保全上の支障を防止するための措置が必要

### 【基準等】

- ・ 自然に由来する汚染と認められるもの
- ・ 許認可がされた区域にて採取された土砂等を同一区域内での盛土等に利用する場合 など



知事の確認  
が必要

### 【生活環境の保全上の支障を防止するための措置】

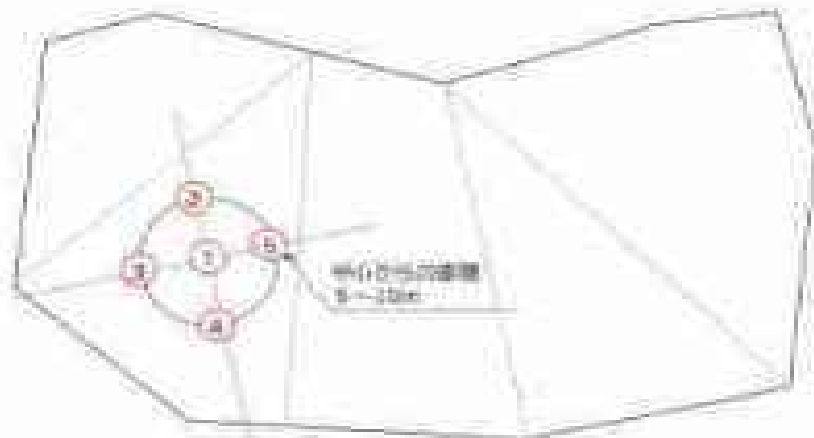
- 土壤汚染対策法施行規則に基づく方法で行われる「原位置封じ込め」、「遮水工封じ込め」など
- 「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）」に定める措置
- 土壤汚染対策法の自然由来等土壌構造物利用施設の許可の基準、処理に関する基準を満たす措置

※ 詳しくは、「基準不適合土砂等の盛土等の措置に関する要綱」を御覧ください。

30

# 土砂等の土壌の汚染の状況の調査方法 ①

(例) 盛土等の区域の面積2.3 h a の場合⇒5 区域に区分



## 【手順1】

○盛土等を行う区域を面積に応じて定められた数に区分する。

- ・面積が均等にならなくても問題ありません。
- ・現地の土地利用の状況、地形、地質を考慮して区域を区分してください。

## 【手順2】

○区分の中心付近に調査地点①を選定する。  
○採取位置付近の状況写真を撮影する。

- ・調査位置はおおよその位置で構いません。(座標等を用いて正確に把握する必要はありません。)
- ・調査位置の現況を撮影してください。(複数枚になっても可)

31

## 【手順3】

○調査地点①を交点とした直交線を引く。

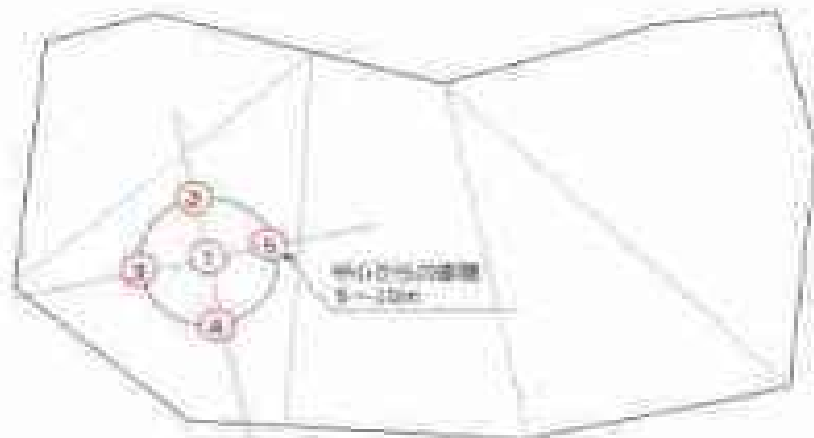
## 【手順4】

○調査地点①から5～10mの距離となる直交線上に調査地点②～⑤を選定する。

- ・立木や岩盤等が支障となることも考えられますので、全ての調査地点が、調査地点①から均等な距離とならなくても構いません。

# 土砂等の土壌の汚染の状況の調査方法 ②

(例) 盛土等の区域の面積2.3 h a の場合⇒5 区域に区分



## 【手順5】

○調査地点①～⑤において、等量の試料を採取する。  
○採取状況を写真撮影する。  
○なお、採取する深さは、地表から50 cmまでの土砂等を均等に採取する。  
○ただし、岩盤等により掘削採取が困難である場合や安全管理上の問題により、50 cmまでの試料採取が困難な場合は、この限りではない。

- ・土壌の状況が正確に把握できるように、等量の試料採取としてください。
- ・申請前、定期調査及び完了時の調査は深さ50cmでの資料採取を基本とします。

## 【手順6】

○調査地点①～⑤から採取した試料を合わせて1試料とし、別表第1の左欄に記載された物質の種類ごとに分析を行う。

## 【手順7】

○各区分(例: 5区分)において、手順1～6により土壌汚染状況の調査を行う。

- ・盛土等を行う区域全体の土壌の汚染の状況を把握してください。

32

# 申請までの留意事項

## 申請前に行うこと ①

### 土地の所有者からの同意の取得

◎本条例では、盛土等を行う者が不適切な盛土等を行った場合には、**土地の所有者にも知事からの是正命令等がされる可能性があります。**

このため、

- 土地の所有者に対して、**申請内容を説明**してください。
- そのうえで、**全ての土地の所有者から同意を取得**してください。
- 規則に定められた様式**には、説明に必要な内容が記載されていますので、**この様式で同意を得てください。**

### 住民説明会の開催

- 盛土等区域の隣接地及び盛土等区域の自治会の**住民を対象に説明会を開催する必要があります。**
- 説明会は、**申請予定日の30日前までに開催**しなくてはなりません。
- 説明会は、他法令の許認可等における説明会と兼ねても問題ありません。
- 説明会開催結果等報告書には、説明会の開催状況、意見書の内容、意見の処理状況を記載し、議事録を添付してください。

## 許可～着手までの留意事項



## 許可～着手までに行うこと ①

### 土地所有者への申請内容の通知

- 条例では、盛土等の土地所有者まで責任が及ぶことがあることから、**許可を受けたら申請書（の一部）を所有者に渡し、情報を共有**するようにしてください。

### 見やすい場所への標識の設置

- 条例の**許可を受けていることを明確にする**ために、現場内の見やすい場所に**標識を設置**してください。

#### 【お願い】

土砂等を運搬する**ダンプにも**、許可を受けている場所に運搬していること（**許可番号等**）を**表示**してもらい、**不適切盛土との区別化を図る**ことに御協力をお願いします。

37

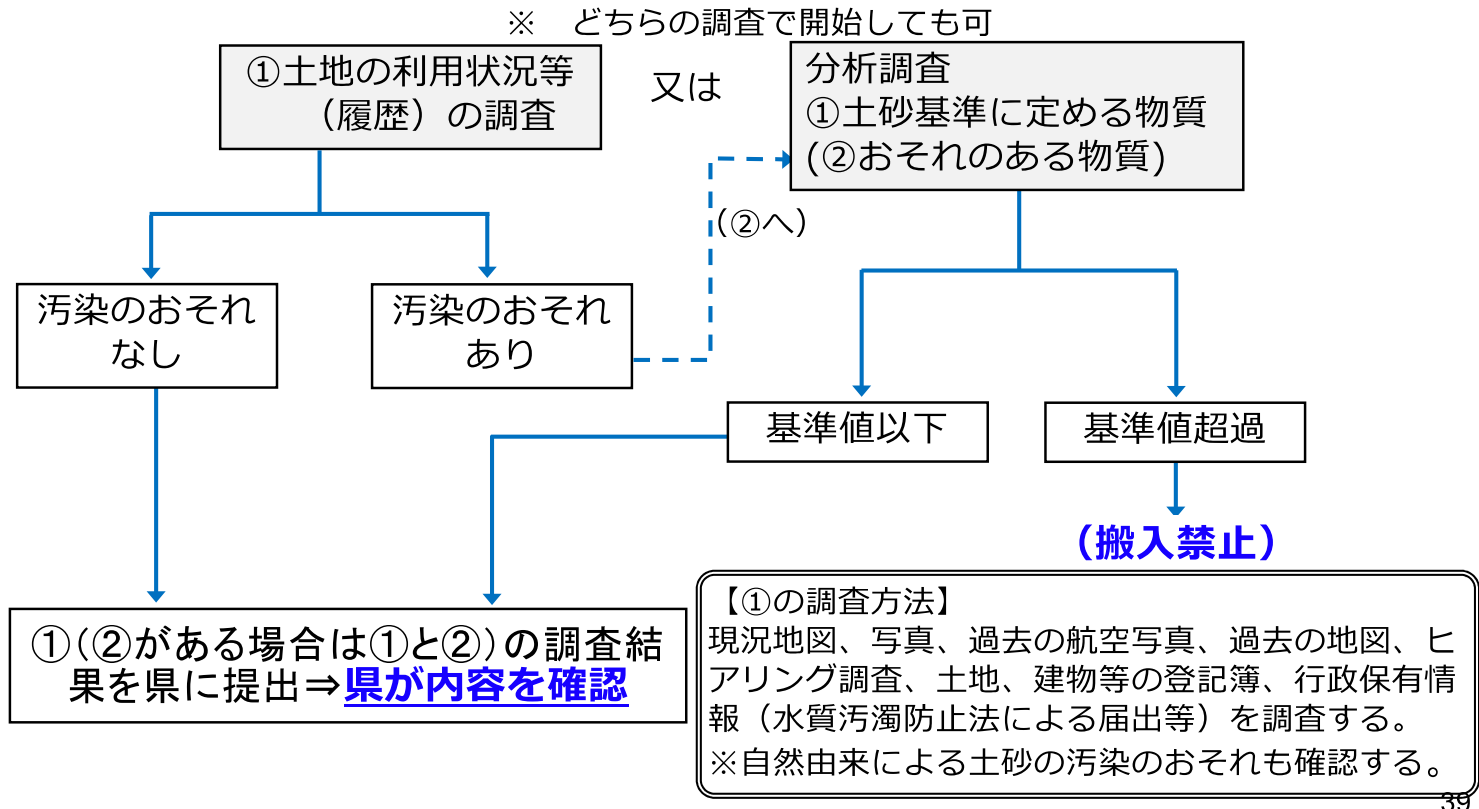
## 許可～着手までに行うこと ②-1

### 土砂等の汚染のおそれの確認と報告

- 土砂基準に適合しない土砂等による盛土等が行われないうようにするため、**土砂等が搬入される前に汚染のおそれがないことを確認することが規定**されました。
- 盛土等を行う者（搬入者）は、搬出する者が作成する「土砂等発生元証明書」を確認**し、汚染のおそれがない場合に土砂等を受け入れて盛土等を行うことができます。
- また、当該**土砂等の搬入をする前に**、汚染のおそれがないことを確認した旨を**知事に報告すること**としました。

38

## 搬入土砂の汚染のおそれの有無の調査方法



## 着手～完了までの留意事項

## 着手～完了までに行うこと ①

### 土砂等管理台帳の作成、閲覧、保存

- 土砂等を発生させた場所ごとに、搬出者の氏名・住所、1日分の**搬入量・車両台数を台帳で管理**してください。
- 管理事務所には、**知事に提出した書類**（申請書、土砂等搬入報告書、土壌汚染状況調査報告書等）の**写し及び土砂等管理台帳を保管**しなくてはなりません。
- 管理事務所に保管している書類は、**工事期間中に**地域住民から閲覧の希望があった場合には、**閲覧させる必要**があります。
- これらの書類は、**工事の完了**（廃止）**後、5年間保存**する必要があります。

41

## 着手～完了までに行うこと ②

### 【定期的に行う報告】

#### 土砂等使用量報告書

- 盛土等に使用した土砂等の量を定期的に報告**する必要があります。
  - ・4月～9月分：10月末日までに提出
  - ・10月～3月分：4月末日までに提出

#### 水質、土壌の汚染の状況の調査結果の報告

- 盛土等を行う者は、**工事開始日から6カ月毎**に、水質及び土壌汚染状況の調査を行い報告する必要があります。

※ 水質調査は、**公共用水域との接続部付近**で行ってください。

※ 常水がない場合は、**調査予定日の前後1カ月の間で降雨があった日**に調査を行ってください。

42

# 完了時の留意事項

## 完了時に行うこと

### 完了等の届出

○盛土等が完了した場合には、**完了後15日以内**に「盛土等完了届」を知事に送付することになります。

※ 完了時に実施する水質調査及び土壌汚染調査において行う**分析が間に合わない場合は、分析が完了次第**、水質及び土壌の汚染状況の調査の結果を**提出**するようにしてください。

※ 常水がない場合は、**調査予定日の前後1カ月の間で降雨があった日**に調査を行ってください。



### 県による盛土等の完了の確認

※ 盛土等の施工中の**写真**や盛土等の高さ、勾配等の**管理表**を準備ください。

- 条例に規定された土砂基準等の遵守は、事業者の方々には大きな負担となりますが、一方で、**地域住民の生活環境の保全を図るために非常に重要なこと**になります。
- 昨年のような盛土に起因する災害を防止するため、御協力をお願いします。